

京都市交通局管理規程 4 - 3 (京都市交通局契約規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第 28 条の次に次の 1 条を加える。

(特定の随意契約に係る手続の特例)

第 28 条の 2 管理者は、地公令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する場合に行う随意契約で、予定価格が第 28 条に規定する随意契約によることができる額を超えるものをするときは、次の各号に掲げる手続を行わなければならない。

(1) 契約の締結を予定する日の原則として 2 箇月前までに、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約に係る物品又は役務の名称

イ 契約に関する事務を所掌する組織の名称

ウ 契約の締結を予定する日

(2) 契約を締結する日までに、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約の内容

イ 契約の相手方の選定基準、申込みの方法その他の契約の相手方の決定方法

(3) 契約の締結後速やかに、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約に係る物品又は役務の名称

イ 契約に関する事務を所掌する組織の名称

- ウ 契約を締結した日
- エ 契約の相手方となった者の氏名又は名称
- オ 契約金額
- カ 随意契約とした理由
- キ 契約の相手方とした理由

2 管理者は、前項各号に掲げる手続を行った後において、公表した内容に変更があったときは、速やかに変更後の内容を公表しなければならない。

3 第1項各号及び前項の規定による公表は、庁内の見やすい場所に掲示し、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法で行わなければならない。

第38条及び第39条を次のように改める。

(特定長期継続契約の契約期間)

第38条 京都市長期継続契約に関する条例（以下「長期継続契約条例」という。）本則各号に掲げる契約（以下「特定長期継続契約」という。）の契約期間（契約締結当初の契約期間を更新した場合における契約期間の合計を含む。次項において同じ。）は、5年を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長期継続契約条例本則第1号から第4号までのいずれかに該当する契約で、同本則第1号若しくは第2号に規定する物品、同本則第3号に規定する物件又は同本則第4号に規定する機材若しくは設備が減価償却資産（所得税法第2条第1項第19号又は法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産をいう。）に該当し、かつ、契約の内容、商慣習その他の事情から5年を超える契約期間とすることが適当と認められるものの契約期間については、当該減価償却資産の耐用年数（減価

償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項、第2条及び第3条第1項に規定する耐用年数をいう。)の範囲内において5年を超えることができるものとする。

第39条 削除

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)